

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和7年11月28日

香美市監査委員	岩	崎	昭	雄
香美市監査委員	横	谷	勝	正
香美市監査委員	山	本	芳	男

## 記

### 1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査）

### 3 監査の対象

企画財政課、定住推進課、環境課、防災対策課、管財課  
（令和6年度及び7年度）

### 4 監査の実施場所・日程

香美市役所監査委員事務局  
令和7年11月4日（火）、5日（水）、7日（金）、11日（火）

### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

また、事務処理の手続きが、法律及び政省令のほか、訓練、通達等（条例、規則等含む）にしたがって適正に行われているかに留意した。

### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、現地確認を行い、職員からの説明を受けた。

### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知してください。

## 8 監査委員の意見

### (1) 委託業務の報告書添付写真について

仕様書で作業写真を年3回程度求めるもので、1回しか提出できていない事例がありました。今後は、仕様書に定められた回数の写真提出を求めるようにしてください。

(定住推進課)

以上